

民生・児童委員

あなたの地域の相談役

問 福祉保健課 福祉係 ☎77 - 3914

12月1日、厚生労働大臣より民生委員・児童委員として委嘱を受けました。(敬称略)

氏名

電話番号
担当地区



会長 土屋増男 (小池9)
☎77-0067
小池6・7・9



副会長 大槻和男 (辺田)
☎78-0343
辺田、菱田宿、横堀



副会長 小川タミ子 (山田)
☎78-0712
浅川稲葉、飯櫃、小原、山田



監事 鈴木幸子 (千代田)
☎78-0071
住母家、千代田、坂志岡



監事 太田英二 (宝馬)
☎77-0396
牧野東・西、宝馬



会計 郷間悦子 (はにわ台東)
☎77-0124
はにわ台東・北2



会計 関根澄子 (中谷津)
☎78-0328
菱田東、中郷、中谷津



根本典子 (小池5)
☎77-1032
小池3・4・5、パルワールド、芝山台



堀越義夫 (高田東)
☎77-0376
高田東・西



長谷川一夫 (高谷)
☎77-0115
高谷、殿部田



簾 隆芳 (大台西)
☎77-0568
大台全区



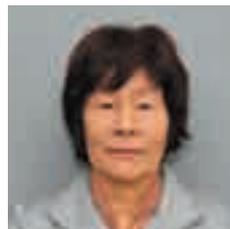
内山祐一 (新井田新田)
☎77-0405
新井田、新井田新田



吉岡みよ子 (はにわ台南)
☎77-0732
はにわ台南、北1、ハニワ台ニュータウン



瓜生優子 (山中東)
☎77-1099
山中東・西



木内ひろ子 (白樹)
☎78-0632
加茂、白樹



鈴木康夫 (境宮崎)
☎77-1028
境宮崎、上・下吹入



渡邊美基 (川津場)
☎77-0320
川津場、あけほの、スカイビレッジ、三和



伊藤清子 (一本松)
☎77-1283
岩山、谷平野、朝倉、一本松



山崎眞一 (芝山)
☎77-1374
小池1・2・8、芝山



萩原敏子 (菱田宿)
☎78-0356
主任児童委員・芝山町全区



戸村一江 (大台宿)
☎77-0508
主任児童委員・芝山町全区

下水道に異物を流さないで！

～みんなが使う下水道～

問 まちづくり課 下水道係 ☎77 - 3924

中継ポンプ場の異常が多発

最近、タオル、雑巾、モップなどの異物混入による中継ポンプ場の異常が多く見られます。これらの異物が混入するとポンプなどの故障につながるほか、機器の破損や管の閉鎖などを引き起こし、下水道の管が使用できなくなるなど、不便は使用者の皆さんにおよびます。

次の点にご注意ください。



ポンプに異物が絡んでいる様子。このようになるとポンプが停止するため、除去作業が必要になります。

台所では

- ①天ぷら油は下水道管が詰まる最大の原因であり、下水をきれいにする微生物にも悪影響を与えます。絶対に流さないでください。
- ②野菜くず、食べ残しなどの水に溶けないものは、流しの三角コーナーや排水口に目の細かい水切りネットなどを備え、流入を防止してください。

トイレでは

- ①水洗トイレ用の紙を使用し、水に溶けにくいティッシュペーパーは使用しないでください。
- ②紙おむつや生理用品などは流さないように注意し、町のごみ処理方法に従って処分してください。

お風呂では

- ①髪の毛は分解されにくいいため、排水管の詰まりの原因となります。下水道に流されないよう、小まめに取り除いてください。



下水道排水設備指定工事 指定の申請が必要です

問 まちづくり課 下水道係 ☎77 - 3924

町では現在、公共下水道の整備を推進しています。「芝山町 下水道排水設備指定工事店」の指定を受けようとする方は、役場まちづくり課下水道係へ申請手続きをお願いします。

所定の手続きを行い、芝山町の指定工事店にならなければ、町内での下水道排水設備工事はできません。また、他の市町村の指定工事店や責任技術者であっても、本町内の下水道排水設備工事を行うことができませんのでご注意ください。

町下水道排水設備指定 工事店になるには

- 申請受付 1月15日(水)～31日(金)
- 申請窓口 まちづくり課下水道係

要件

- 千葉県内に営業所があること
- 排水設備工事責任技術者(千葉県下水道協会の資格認定)が1名以上専属していること
- 工事の施工に必要な設備および器材を有していること

申請様式

次の書類各1通に、それぞれ指定の付属書類を添付して提出して

ください。各申請様式は下水道係にあります。

- 下水道排水設備指定工事店指定申請書
- 営業所の平面図・写真・付近見取図
- 工所用機械器具調査書
- 下水道排水設備工事専属責任技術者名簿
- 審査など
- 書類審査と必要に応じ現地調査
- 指定と手数料

指定(※1)の可否は、審査を経て申請者宛てに通知します。指定を可とされた方は、下水道排水設備指定工事店証の交付(※2)と引換えに、手数料を納付してください。これより以後5年間、指定工事店台帳に登録します。

- (※1) 指定工事店の指定および更新手数料
1件につき 20,000円
- (※2) 指定工事店証交付および再交付手数料
1件につき 5,000円